

あびら 議会だより



新年交礼会

第75号

2025年2月

●12月定例会

**令和5年度各会計決算を認定！
水道未整備地域の対応についての請願を
総務常任委員会へ付託！**

●委員会報告

議会懇談会を開催！

●12月定例会 一般質問〔16件〕

7名の議員が町政を問う！

令和5年度会計決算を認定！ 水道未整備地域の対応についての 請願を総務常任委員会へ付託！

令和6年

第9回

定例会

12月18日～20日

12月18日から20日までの3日間にわたり開催した第9回定例会では2件の専決処分の報告を含む4件の報告と1件の請願についての審議を行った後、令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算など全6会計の決算を認定し、刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例ほか2件の条例の制定、2件の条例の一部改正、協定の変更1件と計画の策定1件、令和6年度一般会計補正予算のほか5会計の補正予算計10件の審議を行い、2件の意見書(案)の採択について審議しました。

報告した案件

専決処分手項の報告

▼地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(令和6年11月20日専決処分)

地方自治法の改正で条番号に移動が生じたことに伴い、この条番号を引用する2本の安平町条例に条ずれが生じたため、整理条例として一括改正するもの。

- 一括改正する関係条例
- ①安平町監査委員条例
- ②安平町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

報告

▼和解及び損害賠償額の決定について(令和6年11月22日専決処分)
準用河川トキサラマップ川沿いにある自己所有地に家用車を駐車しようとしたところ、宅盤が陥没し助手席側前輪が脱輪し、車体下部が損傷した事故で、町に100%の道路雨水排水管の管理瑕疵があるものとし、損害賠償額を11万495円としたもの。

▼令和6年度財政援助団体等監査の結果報告について
監査委員から地方自治法第199条第7項及び安平町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づく監査を行ったことによる報告を受けたもの。

- (1) 監査の種類
補助金等交付団体(財政援助団体) 監査
- (2) 監査の目的
安平町から補助金等の財政援助を受けている団体の事業が、その目的に沿って

適切に行われているか検証した。

(3) 監査の対象

①被交付団体名
有限会社追分ハイヤー

②交付対象事業名
安平町ハイヤー車両購

入費補助金

③補助金額
197万8千円

(4) 監査の期間と場所

①期間

令和6年11月29日(金)
午前10時～
午前10時50分

②場所

(有)追分ハイヤー事務所



(5) 監査の実施方法

本件監査は、(有) 追分ハイヤーが早来地区におけるハイヤー運行をするため、安平町からの補助金を活用しハイヤー車両を購入するという目的が明確な事業であることから、事業目的の適否を判断できる範囲内での調査・確認にとどめ極力短時間で簡潔に行うこととした。

そこで、当該団体の事務所に出向き、当該団体の運行管理者及び事務担当者、安平町職員に聞き取りを行ったとともに補助金関係書類や証拠書類を調査・確認した。

(6) 監査の結果

安平町からの補助金は事業目的に沿って適切に活用され、ハイヤー車両1台が購入されており、関係帳簿及び証拠書類、導入した車両についても適切に管理運営がなされていた。引き続き適切に管理がなされるとともに早来地区の住民福祉の向上に資するよう、そして安全に運行されることを期待します。

請願の審査

▼安平町における水道未整備地域の対応について

1 請願の趣旨
安平町の水道未整備地区には今まで町の支援は無く、皆自己責任で地下水を使ってきました。まずは希望する家には1年に1回水質検査を町の責任でしてほしいというもの。

2 紹介議員
内藤 圭子 議員

3 審議の方法
総務常任委員会に付託し審議する。



決算の認定

9月定例会で決算審査特別委員会を設置し、審査を付託した令和5年度各会計歳入歳出決算の認定について、三浦恵美子委員長から「6会計全て認定すべきものと決定した」との報告があり委員長報告のとおり全会計の決算を認定しました。

【委員長報告】

○審査の経過

令和5年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため10月30日と31日の2日間にわたり議長及び議会選出監査委員を除く9名の議員で構成する決算審査特別委員会を開催し、各会計の説明を受け審査を行いました。

○審査の結果

監査委員の審査意見書の内容等も参考にしながら慎重に審査を行った結果、6会計全て認定すべきものと決定しました。

令和5年度 各会計歳入歳出決算額

(単位 千円)

会計区分		歳入	歳出	差引残額
一般会計		8,605,589	8,428,273	177,316
特別会計	国民健康保険事業	885,242	875,246	9,996
	後期高齢者医療事業	151,215	149,950	1,265
	介護保険事業	1,066,964	886,015	180,949
	公共下水道事業	719,183	694,690	24,493
合計		11,428,193	11,034,174	394,019
会計別	区分	決算額		
公営企業会計	水道事業会計	収益的収入		382,770
		収益的支出		312,813
		収益的収支差引額		69,957
		資本的収入		89,703
		資本的支出		170,635
		資本的収支差引額		▲ 80,932

※詳細な決算の内容については広報あびら12月号の記事「まちの家計簿」に掲載されていますので、そちらも併せてご覧ください

【監査委員の総括意見】

令和5年度の一般会計及び3事業特別会計歳入歳出決算については、各会計決算書及び事項別明細書、決算審査資料、担当職員への聞き取り調査等により審査を行った結果、総体的にはその内容及び予算執行について適切であるものと認められる。

歳入においては、町税が約1億8千6百万円減少、地方交付税についても約1億2千5百万円が減少している。町税の収入未済額は前年に比べ47・28%減少しており町民の納税に対する理解と徴収担当課の努力の跡が見受けられるが、税負担の公平性を図るためにも引き続き町民の納税に対する意識の高揚をすすめ収納率向上を図られたい。

歳出については、地方自治法の規定に基づき、最小の経費で最大の効果を上げることが常に心がけ、予算付けられた事業についても、事業の点検と見直しを行い、費用対効果に基づいた事務事業の遂行に努められたい。

なお、事業の不用額については、年度末になってから大量の物品を購入している「予算の使い切り」を行っている不適切な事例も散見していることから、予算執行方針等に基づき適切に事務処理するよう徹底されたい。

そのほか例月出納検査において触れたコピー用紙など特殊性のない消耗品が町外業者から購入されていた事案についてはその後改善がなされたが、地域住民の福祉の増進に努めることを念頭に今後このようなことが起こらないよう周知徹底をされたい。また、令和5年9月に支出された「早来学園床下断熱修繕工事」については、校舎に結露が生じたため床下断熱修繕工事を行ったものであるが、夏休み期間中に工事を完成させるため入札の回避を目的に、修繕工事を「その1」と「その2」の2つの工事に意図的に分け発注したことは不適切な会計処理で潜脱(※)と言わざるを得ない行為であり、今後はこの

ようなことを起こさないよう組織的なチェック機能を強化し、地方自治法及び町会計規則、契約規則などに基づく適切な事務の執行に努められたい。

最後に、当町においてもデジタル化による事務の簡略化が進んでいるが、そうした中で来庁者が窓口で戸惑わない高齢者にやさしいワンストップ窓口、明るい対応の実現に向けて常に改善を進めるよう全庁を挙げ努力願いたい。

(※) 潜脱

法令等による規制を、法令で禁止されている方法以外の方法により免れること。



計画の策定

1件の計画の策定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町都市計画マスタープランの策定について

都市計画マスタープランは、長期的なまちづくりの方向性を示す市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、合併前の平成15年に旧早来町時代に策定し、合併後もその計画を継承しながら今日まで進めてきたものですが、策定後20年が経過し、社会情勢など安平町を取り巻く状況が大きく変化していることから安平町版の都市計画マスタープランとして策定するもので、計画対象区域は安平町行政区域全体としますが、都市計画区域は今までもおり早来・安平・遠浅地域とし、今後この計画を都市づくりに関する施策の根拠として土地利用や都市施設の整備等、町の都市計画を推進していくものです。

計画の目標年次は概ね2

045年までの20年間としていますが、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には計画の見直しを適宜行います。

条例の制定

3件の条例の制定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い改正が必要な安平町条例について整理するため、関係条例を一括してとりまとめ、条例として制定するもので、令和7年6月1日の施行となります。

- 一括改正する関係条例
- ①安平町議会の個人情報保護に関する条例
- ②安平町職員の給与に関する条例

▼安平町営土地改良事業分
担金徴収条例の制定につい
て

これまで安平町が実施主
体で行う土地改良事業は国
の事業名にあわせた受益者
分担金徴収条例により進め
てきましたが、国の事業は
目的に応じて多種多様とな
ることから、今後は安平町
が実施主体で行う土地改良
事業の受益者分担金の徴収
に対応するため新たに制定
するもので、公布の日から
施行となります。

▼安平町職員の給与に関す
る条例等の一部を改正する
条例の制定について

令和6年人事院勧告を受
けて国家公務員の給与が改
定されたことに伴い、安平
町職員の給与に関する条例
他2件の関係条例を一括改
正するもの。

- 一部改正する関係条例
- ①安平町議会議員の議員報
酬及び費用弁償等に関す
る条例
- ②安平町長等の給与等に関
する条例

条例の一部改正

1件の条例の一部改正に
つて審議を行い、原案のと
おり可決しました。

▼安平町重度心身障害者及
びひとり親家庭等の医療費
の助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定につ
いて

マイナンバー法の一部改
正によりマイナンバーカー
ドと被保険者証が一体化す
ることに伴い受給者証の提
示に関する文言を改めるも
ので、公布の日から施行し
令和6年12月2日に遡及し
て適用するもの。

協定の締結

1件の協定の一部変更に
ついて審議を行い、原案の
とおり可決しました。

▼定住自立圏の形成に関す
る協定の一部を変更する協
定の締結について

下水汚泥・し尿処理の効
率化を図るため、圏域内で
排出される下水汚泥・し尿

処理の共同化に取り組むた
め協定に次の項目を追加し
変更するもの。

1. 追加する項目
下水汚泥・し尿処理の広
域化・共同化

2. 取組の内容

下水汚泥・し尿処理の効
率化を図るため、圏域内で
排出される下水汚泥・し尿
処理の共同化に取り組む。

3. 苦小牧市の役割

安平町と連携し、受入施
設及び処理に必要な下水道
施設の整備・運営における
中心的な役割を担う。

4. 安平町の役割

苦小牧市と連携し、受入
施設及び処理に必要な下水
道施設の整備・運営を推進
する。

指定管理者の指定

1件の指定管理者の指定
について審議を行った結果、
否決しました。

▼安平町スポーツセンター
(本館)及び早来公民館(町
民センター)の指定管理者
の指定について

スポーツセンターの指定
管理の期間満了と併せて新
たに早来公民館の指定管理
を行うため指定するもの。

・施設の名称

- ①安平町スポーツセン
ター(本館)
- ②早来公民館(町民セン
ター)

・指定管理者

- ①名称
都市総合開発株式会社
- ②所在地
苦小牧市柏木町
1丁目23番7号

③代表者

代表取締役

野津手 康弘

・指定の期間

令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで



改修工事中の町民センター

議員名	賛否
工藤 秀一	×
米川 恵美子	×
小笠原 直治	×
鳥越 真由美	○
田村 興文	欠席
三浦 恵美子	×
箱崎 英輔	×
内藤 圭子	×
高山 正人	×
梅森 敬仁	×
多田 政拓	(議長)

【起立採決・否決】

補正予算

一般会計のほか、計10件の各会計にかかる補正予算を審議し、原案のとおり可決しました。

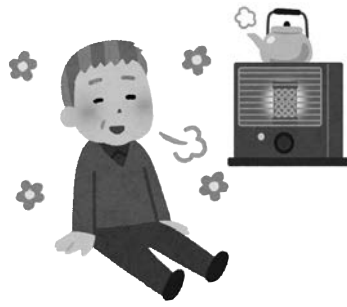
▼一般会計補正予算 (第10号)

歳入ではふるさと納税の増額と、歳出ではふるさと納税の増額に伴うシステム運用業務委託料の増額等によるもので、歳入歳出それぞれ7359万9千円を追加し、予算の総額を98億8617万7千円とするもの。

歳入の主なもの

(100万円以上)

- 総務費
 - ・雇用対策事業 354万円増
 - ・その他一般管理経費 3466万円増
 - ・町有施設管理経費 1990万5千円減
 - ・地域公共交通対策事業 296万2千円増
 - ・まちづくりファンド基金積立金 177万3千円増



・まちづくり基金積立金 864万6千円増

・産業づくり基金積立金 612万1千円増

・ひとづくり基金積立金 752万3千円増

○民生費

・国民健康保険事業特別会計繰出金 1458万6千円減

・ぬくもりセンター施設管理経費 440万1千円増

・子ども医療費助成経費 628万3千円増

・北海道後期高齢者医療広域連合経費 280万7千円減

・後期高齢者医療事業特別会計繰出金 467万6千円減

・福祉灯油特別対策事業 408万円

・介護保険事業特別会計繰出金 110万9千円増

・介護職人材育成・確保対策助成事業 785万6千円減

○介護支援事業経費

・しょうがい者自立支援事業経費 2409万6千円増

・児童手当給付費 1444万6千円増

○衛生費

・母子保健事業 213万5千円増

○農林水産業費

・林業振興事業経費 110万8千円増

○商工費

・観光事業経費 323万3千円減

○土木費

・道路施設等維持管理経費 256万5千円増

・除雪対策経費 116万5千円増

・町道整備事業 3509万円減

・河川維持管理経費 502万3千円増

・公営住宅整備事業 123万2千円減

○教育費

・教員住宅管理経費 380万3千円増

・公民館施設管理経費 214万7千円増

・体育施設管理経費 258万5千円増

○給食センター管理運営経費 213万8千円増

○公債費

・起債償還利子 106万3千円減

○給与費

・職員等人件費 1070万円増

歳入の主なもの

(100万円以上)

- 使用料及び手数料
 - ・安平山パークゴルフ場使用料 135万4千円増
- 国庫支出金
 - ・児童手当負担金 1164万8千円増
 - ・しょうがい者自立支援給付費等負担金 1049万7千円増
 - ・保険基盤安定負担金 154万9千円減

○道支出金

・しょうがい者自立支援給付費等負担金 524万9千円増

・保険基盤安定負担金 932万円減

○寄付金

・指定寄付金 6070万8千円増

○繰入金

・財政調整基金繰入金 2287万1千円増

・まちづくり基金繰入金 2118万1千円減

・ふれあい基金繰入金 1080万6千円減

○諸収入

・過年度収入 125万6千円増

○町債

・合併特例債 2380万円増

・道路橋りょう債 2930万円減

・教育施設債 600万円増

・河川災害復旧事業債 160万円増